

佐世保市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号）別紙地域支援事業実施要綱（以下「地域支援事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、省令、地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 市は、総合事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

イ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- (i) 訪問型サービス事業 指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当する事業
- (ii) 訪問型支え合いサービス事業 住民主体の自主活動として行う生活援助等を促進する事業

ロ 通所型サービス（第1号通所事業）

- (i) 通所型サービス事業 指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当する事業
- (ii) 通所型支え合いサービス事業 住民主体の自主活動として取り組む、通いの場の創出を促進する事業
- (iii) きらっと元気教室 保健・医療の専門職により提供される支援で、3か月から6か月までの短期間で行われる事業

ハ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメントを行う事業

(2) 一般介護予防事業

イ 介護予防把握事業 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業

ロ 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及・啓発を行う事業

ハ 地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業

ニ 一般介護予防事業評価事業 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う事業

ホ 地域リハビリテーション活動支援事業 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を行う事業

(総合事業の実施方法)

第4条 次に掲げる事業は、法第115条の45の5の規定に基づいて市が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

(1) 訪問型サービス事業

(2) 通所型サービス事業

2 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項の規定に基づき適切に事業が実施できると認められる者に委託して実施する。

(1) きらっと元気教室

(2) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

3 次に掲げる事業は、当該事業を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体等に対し、補助を行うことにより実施する。

(1) 訪問型支え合いサービス事業

(2) 通所型支え合いサービス事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(支給費の額等)

第5条 訪問型サービス事業又は通所型サービス事業を利用する者に支給する第1号事業支給費の額は、省令140条の63の2に定める額に100分の90を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 介護予防ケアマネジメントを利用する者に支給する第1号事業支給費の額は、省令140条の63の2に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者に支給する第1号事業支給費の額は、省令140条の63の2に定める額に100分の80を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 第1項の規定にかかわらず、法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者に支給する第1号事業支給費の額は、省令140条の63の2に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 市は、法第115条の45の3第3項の規定により、訪問型サービス事業又は通所型サービス事業を行った指定事業者からの請求に基づき、当該利用する者に代わり、当該指定事業者の前各項に規定する第1号事業支給費を支払うものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第6条 市は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費相当事業等の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

（償還給付等の手続）

第7条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業等による支給に関する手続については、佐世保市介護保険に関する規則（平成12年規則第8号。以下「規則」という。）第17条又は第20条の規定を準用する。

（指定事業者の指定の申請）

第8条 訪問型サービス事業又は通所型サービス事業に係る指定事業者の指定を受けようとする者は、事業を開始しようとする日の1月前までに、市長に対し指定の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請については、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定・指定更新申請書（様式第1号）により行うものとする。

（指定事業者の指定の更新等の申請）

第9条 指定事業者は、当該指定の有効期間の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該有効期間の満了の日の1月前までに、市

長に対し更新の申請をしなければならない。

- 2 前項の規定による申請については、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定・指定更新申請書（様式第1号）により行うものとする。

（変更の届出等）

第10条 指定事業者は、前2条の規定による申請の内容に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出については、変更に係るものにあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止若しくは休止又は事業の再開に係るものにあつては介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により行うものとする。

（指定の基準）

第11条 指定事業者の指定は、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号に定める基準の例により別に定める基準に従い、適切に事業を実施できる事業者について行うものとする。

- (1) 訪問型サービス事業 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）
- (2) 通所型サービス事業 省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）

（指定の有効期間）

第12条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から6年間とする。

（指導及び監査）

第13条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に訪問型サービス事業又は通所型サービス事業を開始しようとする事業者に係る第8条第1項の規定の適用については、「事業を開始しようとする日の1月前までに」とあるのは「事業を開始しようとする日までに」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。ただし、第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。